

令和4年9月28日

大磯町議会議長 竹内 恵美子 様

提出者 大磯町議会議員 高 橋 英 俊

賛成者 " 清 田 文 雄

 " 石 川 則 男

 " 二 宮 加 寿 子

 " 玉 虫 志 保 実

 " 渡 辺 順 子

シルバー人材センターのインボイス制度の適用除外を
求める意見書

以上、意見書案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

意見書案 第3号

シルバー人材センターのインボイス制度の適用除外を 求める意見書

シルバー人材センターは、昭和 61（1986）年、高年齢者雇用安定法により法制化され、労働意欲をもつ高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する制度として引き継がれてきた。

大磯町シルバー人材センターは、一般社団法人であり、運営は非営利を原則として高齢者の健康維持や社会参加に重きを置いて「生きがい事業」を支えてきた。

令和 5 年 10 月に導入予定の消費税における適格請求書保存方式（以下、「インボイス制度」という。）において、シルバー人材センターの会員は、消費税免税業者に該当するためインボイスを発行できないことから、シルバー人材センターは、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額の仕入れ控除が認められなくなる。

このことにより、シルバー人材センターは、配分金に含まれる消費税相当額を新たに負担しなければならず、その財源を確保することが困難になる。

シルバー人材センターの会員にとっては、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度を適用することは、高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすことが懸念される。

以上のことから、当町だけでなく全国のシルバー人材センターにとって、インボイス制度の適用は、正に死活問題である。

よって、次の事項について強く要望する。

- 1 消費税の特例措置として、シルバー人材センターに対しては、インボイス制度の適用を除外すること。
- 2 適用除外が困難な場合は、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう、必要な財源措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月30日

衆議院議長	細	田	博	之	様
参議院議長	尾	辻	秀	久	様
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様
財務大臣	鈴	木	俊	一	様
厚生労働大臣	加	藤	勝	信	様

神奈川県中郡大磯町議会議長 竹内 恵美子